

無料・事前予約制

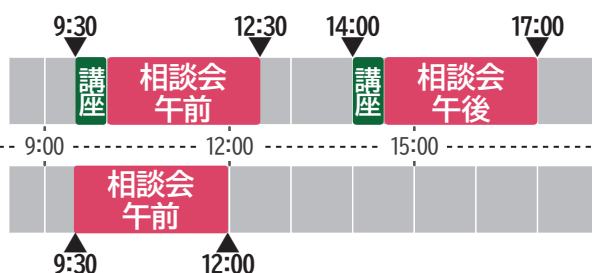
荒川区主催 不燃化特区 令和6年度 第1回

住まいの相談会

不燃化特区は令和7年度までの助成制度です



令和6年 5月 18日(土)
19日(日)



相談会

不燃化特区内のお住まいの建替えや解体に関する相談について、建築士、弁護士などの専門家が応じます。どのような相談内容か、事前予約時にお知らせいただきますと、対応がスムーズです。

※1組あたり45分の相談時間となります。

住まいのミニ講座

住まいの建替え、何から始めればいいのか？

不燃化特区での建替えの手順について、建築士より説明します。
(5月18日(土)のみ午前午後、同様の内容で30分間)

設計から始めるの？
資金準備から始めるの？

助成はもうすぐ終わるの？
いつまでに何をしたらいい？



尾久ふれあい館 4階 レクホール

(荒川区西尾久二丁目25-13)

一部の時間帯では、**オンライン**での対応も可能です。
(ご本人は会場・ご家族はオンライン等も可)
希望をされる場合は、予約の際にご相談ください。



事前予約制となりますので、ご希望の方は**お電話にてご予約**ください。
資料の準備がありますので、ご予約はお早めをお願いいたします。

【お問合せ・予約先】

荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課 防災街づくり係 (区役所北庁舎2階⑩窓口)

電話: 03-3802-4319

助成対象建物が大幅に拡充されました

不燃化特区に指定された荒川・南千住地区、町屋・尾久地区では、木造住宅が密集している地域の不燃化を促進するため、古い建物の**解体・建替えの工事費用を助成**しています。

これまで、**木造建築物の解体の場合**、「昭和56年5月31日以前の建築物」が対象でしたが、「**耐用年数の3分の2を経過したもの（住宅の場合、築15年以上）**」と、対象が大幅に拡充されました。

また、これまで対象外だった**木造建築物の建替えの場合**、「耐用年数の3分の2を経過したもの」であれば、**準耐火構造・耐火構造**が対象となりました。

古い建物の解体

古い建物の建替え

建物の要件
解体する

●木造建築物で耐用年数の3分の2を経過したもの
(住宅の場合、**築15年以上**) **NEW**

- 非木造建築物で昭和56年5月31日以前に建築され、区が危険と判定したもの



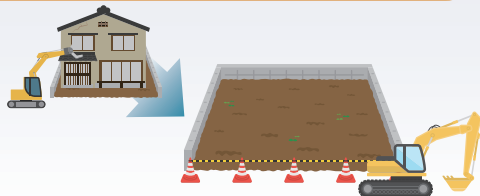
もう一度
考えてみようかな…

わが家も
対象になるかも!



対象者の要件

- 建物所有者、又は当該建物が存する土地の所有者
 - 個人又は中小企業等（宅地建物取引業者除く）
 - 住民税・国民健康保険料等を滞納していないこと
- ※土地所有者が申請する場合は、建物所有者の承諾が必要です。



- 新築する建物の建築主
- 個人又は中小企業等（宅地建物取引業者除く）
- 住民税・国民健康保険料等を滞納していないこと



助成制度の期限は令和7年度までです

【今後の相談会開催予定】

令和6年	6月15日午前 / 16日午前・午後	峡田ふれあい館
	7月19日 夜 / 20日午前・午後	ムーブ町屋
	9月27日 夜 / 28日午前・午後	区役所北庁舎
	11月16日午前・午後 / 17日午前	ゆいの森
	12月20日 夜 / 21日午前・午後	尾久ふれあい館
令和7年	1月24日 夜 / 25日午前・午後	区役所北庁舎

検索や、2次元コードからもご確認いただけます。

荒川区 不燃化特区

